

平成 2 5 年度政府予算に関する要望

平成 2 4 年 8 月 9 日

特定非営利活動法人シーズ・市民活動を支える制度をつくる会

拝啓 時下、益々ご清勝のこととお慶び申し上げます。

日頃から、政府・民主党におかれましては、NPO・市民活動への理解をいただき、その発展のためにご尽力いただいていること、深く感謝申し上げます。

昨年 6 月の改正 NPO 法（特定非営利活動促進法）と、新寄付税制（寄附金税額控除等）の実現は、諸外国と比較しても先進的な政策であり、高く評価されております。本年 4 月 1 日に改正 NPO 法も施行され、NPO 法人の間でも認定取得に向けた機運が高まっています。

しかし、現状では改正 NPO 法に基づく、認定・仮認定の申請数は全国で 2 2 件（5 月末現在）と非常に低調です。この要因の一つが、新制度の周知や広報が遅れ、相談・審査体制等がまだ不十分であることです。全国 6 7 所轄庁（都道府県・政令市）も初めての認定事務に戸惑い、手探りで審査を行っております。新制度の周知・広報、活用促進をはじめ、審査担当者の研修や相談員の育成など「継続的支援」が急務となっています。

「新しい公共」推進会議の情報開示 WG 報告書に基づき、内閣府の「NPO 法人ポータルサイト」はリニューアルしていただきましたが、利便性が低く、さらなる改修も必要です。

さらに、東日本大震災の被災地復興を目指し、各地で続々と立ち上がっている NPO への継続的な活動支援も求められています。

日本全国の多くの NPO 法人が、画期的な新制度を活用できるよう、平成 2 5 年度予算では、改正 NPO 法普及予算等を充実していただくよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

- 1. 所轄庁での改正 NPO 法普及の支援（要望額：平均 1 千万×6 7 所轄庁＝6. 7 億円）**
所轄庁が改正 NPO 法普及について、セミナー開催や相談窓口開設、税理士等専門家派遣などを地域の実情に応じて実施できるよう、支援を行う。
- 2. 所轄庁の審査担当者研修や NPO 支援センター等の相談員養成（要望額：6. 7 億円）**
所轄庁での円滑な認定審査に向けた担当者研修や NPO 支援センター相談員養成等を行う。
- 3. 改正 NPO 法・新寄付税制に関する実態調査と広報の強化（要望額：4 千万円）**
全 NPO 法人への新制度実態調査を実施し、結果を踏まえマスメディア等での広報を行う。
- 4. 内閣府「NPO 法人ポータルサイト」の改修（要望額：1 億円）**
現場の NPO 法人が使いやすく、障がいのある方でも利用できるよう、機能拡充を行う。
- 5. 東日本大震災被災地の NPO の活動支援（要望額：1 億×3 県＋周辺県 2 億＝5 億円）**
岩手・宮城・福島 3 県を中心とした被災地で復興に取り組む NPO の活動支援を行う。